|  |
| --- |
| 工作物 |
| 景観形成基準に対する措置状況説明書 |
| 一般地域　　高さ10m以上の工作物及び高さ2m以上の擁壁 |
| （１）規模 |
| ①周辺の公園、道路、河川などから見たときに、圧迫感を感じさせないような隣棟間隔を確保し、長大な壁面の工作物は避ける。 |
| 記載欄 |
| （２）色彩 |
| 1. 色彩は、まちなみに調和したものとし、「建築物等の色彩基準」（杉並区景観計画P.96）に定める基準に適合したものとする。 |
| 記載欄 |
| ②周囲の公園、道路、河川などの主要な眺望点から見たときに、周辺の景観と調和した形態・意匠とする。 |
| 記載欄 |
| （３）擁壁 |
| ①擁壁は、自然素材などの活用や壁面緑化等を行い、形態・意匠を工夫する。 |
| 記載欄 |
| 上記以外で特に景観に配慮した事項 |
| 記載欄 |